

配置予定技術者等調書

令和 年 月 日

吹 田 市 長 宛

所 在 地

商 号 又 は 名 称

代表者役職・氏名

工 事 名	
-------	--

本工事の配置予定技術者等については、下記記載内容であることに相違ありません。

	配置予定技術者等氏名	雇用開始年月日	国家資格等
現 場 代 理 人		年 月 日	
主任技術者又は 監理技術者		年 月 日	

※ 配置予定技術者等は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有している方に限ります。

入札参加資格確認申請受付最終日（指名競争入札は入札日、随意契約は見積書提出日）以前3か月以上の恒常的な雇用関係の確認できるもの（健康保険被保険者証の写し等）を添付して提出してください。
健康保険被保険者証の写し等は保険者番号及び被保険者等記号・番号をマスキングしてください。

兼任を認めている工事以外の現場代理人は工事現場に常駐する必要がある、他の工事との兼任は認められません。
請負金額が4,500万円以上（建築一式工事は9,000万円以上）の工事の主任技術者又は監理技術者は専任です。

※原則として、この調書の提出後の当該技術者等の変更は、死亡、傷病または退職等を除き、認められません。

※配置予定技術者等が国家資格等を有する場合は、資格者証の写し等を添付してください。

営業所における 専任の技術者（氏名）	
-----------------------	--

※営業所における専任の技術者は、営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められていますが、特例として、吹田市内及び準市内業者に限り、工事現場と営業所が近接し当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあるとみなされるため、現場代理人又は専任を要しない主任技術者等となることが出来ます。ただし、この場合、配置できる工事の件数は1件です。

営業所における専任の技術者が、既に他の工事の現場代理人及び主任技術者等をされている場合、又は本工事の請負金額が4,500万円以上（建築一式工事は9,000万円以上）の工事の場合は、本工事の現場代理人及び主任技術者等になることはできません。